

奈良県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社 グアレン ド	生駒市壱分町 八三一七四	名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者
		主たる事務所の所在地	
ほの イトーオー	生駒市壱分町一八二一 二ネオハ	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
		所在地	
通所介護及び介護 予防通所介護		廃止した居宅サー ビスの種類	
平成二十九 年三月三十 一日		廃止年月日	